

# 利用者のために

## 1. 2020年農林業センサスの概要

### (1) 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

### (2) 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者。

### (3) 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

### (4) 調査体系

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－統計調査員（農林業経営体）

### (5) 調査の方法

調査員調査又はオンライン調査（調査員調査は自計調査を基本とし、面積調査も可能。）

### (6) 掲載している調査の種類

掲載している調査は、上記調査で得られた数値の中から、行政現場で利用頻度の高い項目について掲載している。

## 2. 利用上の注意

### (1) 数値について

ア 数値の単位未満は四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：調査は行ったが事実のないもの

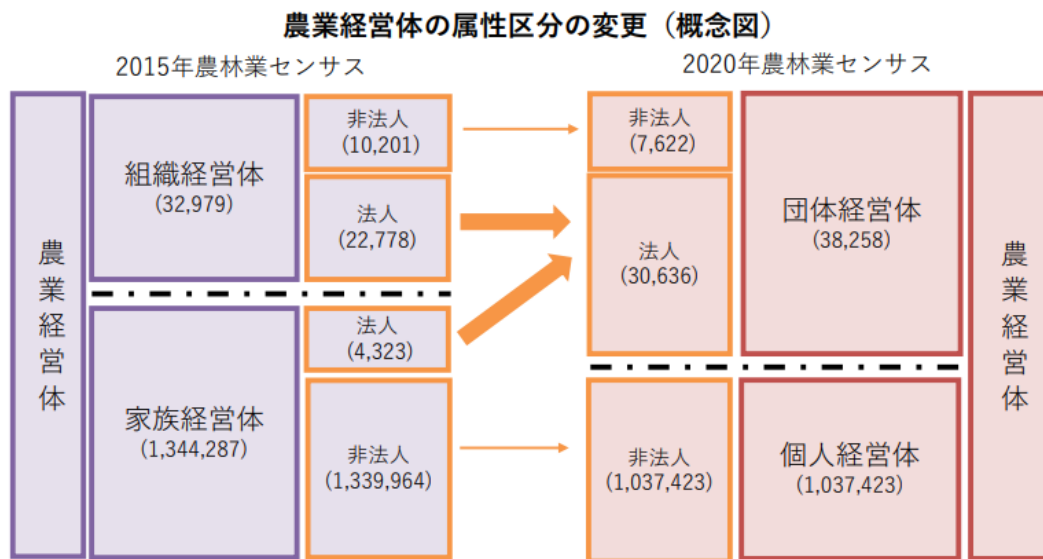
「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表せず、秘匿措置をしたもの。各集計区分の調査対象数が2経営体以下の場合、調査対象数を除く全ての調査結果を「x」表示とした。また、調査対象数が3経営体以上であっても、農作物、果樹の作付（栽培）経営体数、家畜の飼養・出荷経営体数及び素材生産を行う経営体数が2経営体以下の場合、当該作付（栽培）面積、飼養・出荷頭羽数及び素材生産量を「x」表示とした。

なお、全体からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示とした。

### 3. 2020 調査の主な変更点

- 2020年農林業センサスでは、法人化している家族経営体と組織経営を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした



#### 【農林業経営体調査】

##### (1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした

##### (2) 調査項目の見直し

###### ア. 調査項目の新設

- (ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- (イ) 有機農業の取組状況
- (ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

###### イ. 調査項目の削減

- (ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）
- (イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専業別の分類に利用）
- (ウ) 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- (エ) 農業機械の所有台数
- (オ) 農作業の委託状況
- (カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
- (キ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況

## 4. 用語の解説

注：**新**は2020年農林業センサスにおいて新たに調査・表章項目となった用語である。

### 【農林業経営体】

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
  - ① 露地野菜作付面積 15 a
  - ② 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
  - ③ 果樹栽培面積 10 a
  - ④ 露地花き栽培面積 10 a
  - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
  - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
  - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
  - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
  - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
  - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
  - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日1年間に 200 m<sup>2</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体 **新**

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

### 【総農家等】

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額

	<p>が 15 万円以上あった世帯をいう。</p> <p>「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。</p>
<p><b>【個人経営体】<sup>新</sup></b>  (主副業別)  主業経営体</p>	<p>農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。</p>
<p>準主業経営体</p>	<p>農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。</p>
<p>副業的経営体</p>	<p>調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。</p>
<p>(農業従事者等)  世帯員</p>	<p>原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。</p>
<p>農業従事者</p>	<p>15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。</p>
<p>基幹的農業従事者数</p>	<p>15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。</p>
<p><b>【農業経営体】</b>  (土地)  経営耕地</p>	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p>

田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。
(農業生産)	
ア. 販売目的の作物	
販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにした場合は含めた。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植え付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。
イ. 販売目的の家畜	
乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

ウ. 農作業の受託 農作業の受託	種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在まだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
水稲作の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。
【労働力】 臨時雇い	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。
	部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。
	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。
	なお、農作業（林業作業）を委託した場合の労働は含まない。
	また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農業（林業）経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。
	農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
(参考) 2020 農林業センサスで 把握を廃止した項目	
【販売農家】 (専兼別)	
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。